

地域生活支援拠点等の機能充実のための運用状況の 検証及び検討に向けて

国の基本方針

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

三 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、令和五年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

本市の整備プロセス

平成 27 年度 「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」を実施

平成 28・29 年度 実行可能な事業の実施

平成 30 年度 地域生活支援拠点等の整備の承認

地域生活支援拠点等の整備の目的

拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態の対応を図る

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から GH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備

地域生活支援拠点等の 5 つの機能

① 相談

基幹相談支援センター、委託相談事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応の体制確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

各相談機関など様々な機関と連携できるコーディネーターを配置し、地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

本市における各機能の具体的な内容

① 相談体制

障害者相談支援事業

委託先：生活支援センターふなき

宇部市障害者生活支援センター

障害者等からの相談に応じ、地域における生活を支援することにより、障害者等の自立と社会参加の促進を図る。

発達障害等相談センター

委託先：特定非営利活動法人 そらいろ

発達障害等の障害のある人及びその疑いのある人とその家族のための相談支援を実施。保護者サポートほか、障害への理解と、本人の能力を伸ばすための支援並びに就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援等を行う。

ひきこもり相談支援事業

委託先：特定非営利活動法人 ふらっとコミュニティ

ひきこもり者への相談支援体制を整備し、ひきこもり本人や家族等を支援することにより、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。

② 緊急時の受け入れ・対応

障害支援区分のない（日常支援不要）障害者の緊急時の受入体制の整備（緊急ショートを実施）

障害者安心緊急支援事業（緊急ショート）

委託先：社会福祉法人扶老会（ハイツふなき）

在宅障害者（児）が、日常介護を行う者の疾病その他の理由で介護を受けることができなくなるなど緊急に支援が必要となった場合、一時的な施設の利用を提供することによる身体介護及び食事の提供など日常生活に必要な援護を行う。

③ 体験の機会・場の確保

障害福祉サービスの「体験利用」の活用・周知

地域生活体験事業

委託先：株式会社いぶき

親亡き後等に向けた一人暮らしの体験または施設入所及び精神科病院等からの体験利用を希望する障害者（児）に対し、地域生活体験事業を実施することにより、障害者（児）の地域での自立生活への移行を支援する。

④ 専門的人材の確保・養成

宇部市障害者理解促進講座の開催

障害の特性や必要な配慮、手話などのコミュニケーションの方法を学ぶ講座として「障害のある人への理解を深めよう」を開催。

地域の体制づくりコミュニケーション支援人材育成助成金の創設

障害のある人へコミュニケーション支援を行う人材の確保及び育成を目的として、コミュニケーション支援に関する専門的知識を身につけるための資格取得等に要する費用の一部を助成する。（手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者、同行援護者、職場適応援助者（ジョブコーチ））

⑤ 地域の体制づくり

地域自立支援協議会での地域課題の検討・合同ネットワーク会議や宇部市障害者就労ネットワーク会議など各種会議における地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながっていくことで地域をともに創っていくための支援ネットワーク体制を構築する。

支援ネットワーク体制の構築（それぞれの機関・会議の連携）

山口県地域生活移行推進会議、合同ネットワーク会議、宇部市障害者就労支援ネットワーク会議、宇部市障害者ケア協議会、支援者会議ほか

検証・検討における留意点

拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか。課題に対応できるかを十分に検討・検証することが重要。

- ・地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。
- ・相談機能の現状、体験の機会・場・緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か。また専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか。地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い拠点等として機能の充実・発展を図る。

検証方法

今後、地域自立支援協議会において、各機能について実績等の報告を行い、拠点の各機能の取組方法や課題について委員の皆様からの意見を取りまとめ、拠点に必要な機能の見直しや強化を検討する。